

証券コード 3770  
平成21年7月15日

株 主 各 位

東京都渋谷区恵比寿一丁目19番19号  
株 式 会 社 ザ ッ パ ラ ス  
代表取締役会長兼社長 杉 山 全 功

### 第10回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第10回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成21年7月29日（水曜日）午後7時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成21年7月30日（木曜日）午後1時
2. 場 所 東京都目黒区三田一丁目4番1号（恵比寿ガーデンプレイス内）  
ウェスティンホテル東京 地下2階 スタールーム  
（会場が昨年と異なっておりますので末尾の会場ご案内図をご参照くださいますようお願い申し上げます。）
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第10期（平成20年5月1日から平成21年4月30日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第10期（平成20年5月1日から平成21年4月30日まで）計算書類の内容報告の件
- 決議事項
  - 第1号議案 剰余金の処分の件
  - 第2号議案 定款一部変更の件
  - 第3号議案 監査役2名選任の件
  - 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.zappallas.com>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

## 事業報告

(平成20年5月1日から  
平成21年4月30日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当連結会計年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

##### イ. 全般的概況

当連結会計年度におけるわが国経済は、大手米国証券会社の破綻以降、急激な株価下落や円高などを背景に、個人消費マインドの冷え込みや企業業績の悪化が進行しており、景気後退が鮮明となりました。

モバイルビジネスを取り巻く環境につきましては、平成21年4月30日現在における携帯電話の累計契約台数が10,784万台、そのうち第3世代携帯電話端末の台数は10,064万台(注1)(前期比12.8%増)となっており、全体の93.3%を占めるに至っております。また、モバイルコンテンツ市場とモバイルコマース市場をあわせたモバイルコンテンツ関連市場は2007年度に初めて1兆円を超える規模(注2)となり依然としてマーケットが拡大していることに加え、プラットフォームの多様化によるコンテンツ配信経路の拡張や携帯電話を使用して送金が可能になるなど、携帯電話を利用した新しい事業モデルやグローバル市場への期待が高まっております。

このような環境の中、当社グループでは第2ステージへの成長を目指して、更なる企業収益力の基盤強化を当連結会計年度のテーマとして取り組みを行ってまいりました。デジタルコンテンツ事業におきましては、新規カテゴリでのサイト立ち上げによって「古い」カテゴリに続く新しい収益の柱を育成すること、コマース関連事業につきましては、モバイルコマース事業において新規ショッピングサイトの投入による商材の拡充、また子会社で展開している携帯電話販売事業において、引き続き経営資源の集中による業務効率の向上により早期の収益化に努めてまいりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は10,308,364千円（前期比20.6%増）、営業利益2,709,152千円（前期比44.8%増）、経常利益2,695,847千円（前期比43.2%増）、当期純利益1,580,863千円（前期比53.8%増）となりました。なお、セグメント別の概況は以下のとおりであります。

（注1） 社団法人電気通信事業者協会の調査に拠っております。

（注2） モバイル・コンテンツ・フォーラムの調査に拠っております。

#### ロ. 事業別概況

事業別売上状況は次のとおりであります。

	第9期 自 平成19年5月1日 至 平成20年4月30日		第10期 自 平成20年5月1日 至 平成21年4月30日		対前期売上高増減	
	売上高	構成比	売上高	構成比	増減額	増減率
	千円	%	千円	%	千円	%
デジタルコンテンツ事業	6,509,382	76.1	8,078,627	78.4	1,569,245	24.1
コマース関連事業	1,655,467	19.4	1,938,465	18.8	282,998	17.1
その他の事業	386,143	4.5	291,270	2.8	△94,872	△24.6
合計	8,550,993	100.0	10,308,364	100.0	1,757,370	20.6

#### 【デジタルコンテンツ事業】

デジタルコンテンツ事業におきましては、収益性を高めながら安定的な成長を確保することを事業方針としております。当連結会計年度におきましては、新規サイトの投入による集客力の向上及び「占い」カテゴリーに続く収益の柱を育成することを課題として取り組んでまいりました。

「占い」カテゴリーについては、強固な収益基盤として新規サイトの投入に加え自社CRM及び広告宣伝活動等による集客により安定的な会員数の伸びとなり、当連結会計年度末における同カテゴリーの課金対象者数は148万人となりました。新しい収益源といたしましては「デコメ」カテゴリーを育成中であり、新規サイトの投入や公式メニューにおけるランキングの向上による会員数の増加に加え、会員数の獲得増加速度を高めるためにプロモーションも活用したことにより、同カテゴリーにおける課金対象者数は36万人で着地いたしました。デジタルコンテンツ事業全体における新規の投入サイト数は、モバイルコンテンツでは82サイト、PCコンテンツでは55サイトとなり、当連結会計年度末現在におけ

る月額課金会員数は218万人、ダウンロード会員数は8万人、合計227万人となりました。

この結果、当連結会計年度末現在、当社グループが運営する携帯電話向け公式コンテンツは340サイト、PC向け173サイトとなり、当連結会計年度の売上高は8,078,627千円（前期比24.1%増）、営業利益は3,152,184千円（前期比33.0%増）となりました。

#### 【コマース関連事業】

当社グループのコマース関連事業は、モバイルコマース事業と携帯電話販売事業の2つに大きく分けられます。モバイルコマース事業におきましては、商材の拡充と集客の強化を課題として取り組んでおり、当連結会計年度におきましては、暮らしの雑貨を取り扱うショップ「ポケットマーケット」を新規でオープンしたことによって増収に寄与していること、また従来より取り組んでおりますMDの向上によって美容カテゴリーである「キレイ革命」が成長したことにより利益面においても増益を図ることができました。携帯電話販売事業を行っている子会社の株式会社ジープラスにおきましては、管理機能の集約により早期の収益化実現に向けて努めてまいりました。

以上の結果、当連結会計年度末現在、当社が運営する公式ショップは22サイト、子会社が運営する携帯電話ショップ3店舗となり、当連結会計年度の売上高は1,938,465千円（前期比17.1%増）、営業利益は129,427千円（前期は営業損失4,409千円）となりました。

#### 【その他の事業】

その他の事業につきましては、「Y! Suica」のシステム開発及びサイト運営に関する売上の他、広告配信事業等の収益が計上されております。当連結会計年度におきましては、モバイル業界における新しいサービスへの布石として、TBSのワンセグ・オリジナル通販番組の実証実験への参加やトランスコスモス株式会社、株式会社アレス・アンド・マーキュリーと共同でiPhone向け占いアプリケーションの無料提供の開始などをトライアルとして取り組んでまいりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は291,270千円（前期比24.6%減）、営業利益は59,175千円（前期は営業損失7,234千円）となりました。

なお、前連結会計年度において株式会社アレス・アンド・マーキュリーの保有株式の一部を売却したことにより、連結の範囲から除外しておりますが、前連結会計年度は損益計算書について連結しております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資の主なものは、次のとおりであります。

・当社

サーバー・パソコンその他周辺機器等	22,094千円
モバイルコンテンツ向け自社利用ソフトウェア	221,133千円

③ 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

## (2) 財産及び損益の状況

### ①企業集団の財産及び損益の状況の推移

項目	第7期 (平成18年4月期)	第8期 (平成19年4月期)	第9期 (平成20年4月期)	第10期 (当連結会計年度) (平成21年4月期)
売上高(千円)	5,319,114	6,939,474	8,550,993	10,308,364
営業利益(千円)	766,244	1,251,224	1,870,927	2,709,152
経常利益(千円)	752,374	1,252,762	1,882,519	2,695,847
当期純利益(千円)	444,037	664,753	1,027,815	1,580,863
1株当たり 当期純利益(円)	7,455.33	5,244.65	7,925.42	11,966.45
総資産(千円)	4,697,108	5,508,910	6,705,252	8,148,283
純資産(千円)	3,492,284	4,119,995	4,979,686	6,276,215
1株当たり 純資産額(円)	55,420.27	31,729.79	37,779.69	46,995.21

- (注) 1. 第8期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。
2. 平成17年12月20日付をもって、普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。なお、平成18年4月期の1株当たり当期純利益は、当該株式分割が期首に行われたものとして算定しております。
3. 平成18年11月1日付をもって、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。なお、平成19年4月期の1株当たり当期純利益は、当該株式分割が期首に行われたものとして算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

項目	第7期 (平成18年4月期)	第8期 (平成19年4月期)	第9期 (平成20年4月期)	第10期 (当事業年度) (平成21年4月期)
売上高(千円)	4,896,855	5,691,891	7,543,781	9,612,719
営業利益(千円)	732,472	1,273,342	1,884,526	2,696,291
経常利益(千円)	718,888	1,264,326	1,897,480	2,710,221
当期純利益(千円)	433,858	709,099	1,127,921	1,598,465
1株当たり 当期純利益(円)	7,279.28	5,594.52	8,697.33	12,099.69
総資産(千円)	4,567,390	5,338,373	6,733,422	8,184,558
純資産(千円)	3,482,106	4,111,445	5,084,167	6,390,959
1株当たり 純資産額(円)	55,258.14	31,995.69	38,804.51	48,139.20

- (注) 1. 第8期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。
2. 平成17年12月20日付をもって、普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。なお、平成18年4月期の1株当たり当期純利益は、当該株式分割が期首に行われたものとして算定しております。
3. 平成18年11月1日付をもって、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。なお、平成19年4月期の1株当たり当期純利益は、当該株式分割が期首に行われたものとして算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況  
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社ジープラス	105,265千円	76.3%	携帯電話等の販売事業

#### (4) 対処すべき課題

当社におきましては、今後の事業成長を支える上で以下の項目を重要な経営課題として認識しており、積極的かつ迅速に対処してまいります。

##### ① デジタルコンテンツ事業における課題

当社グループでは、既存コンテンツの継続的な成長に加え、新規コンテンツの投入による新たな収益及び顧客の獲得によって、さらなる成長が見込めると考えております。そのためには、安定成長が見込める新規コンテンツの投入が課題となっております。今後につきましては、F1層との親和性が高く「占い」のように安定成長が見込める他のカテゴリーや顧客の継続利用が期待できるコンテンツに集中して、新規コンテンツを投入してまいります。

加えて、新規顧客の獲得にあたっては、コンテンツの露出度・認知度を向上させることが課題と認識しております。モバイルを取り巻く環境におきましては、ナンバーポータビリティ制の開始や各キャリア公式メニューへの検索エンジンの搭載などの変革が行われ、さまざまなコンテンツへのアクセスが容易なものとなってまいりました。当社グループでは、独自のマーケティング分析を行い新規顧客の確実な獲得に注力するとともに、SEO対策への取り組みの強化と広告出稿の最適化を図ってまいります。

##### ② コマース関連事業における課題

当社グループのモバイルコマース事業におきましては、より付加価値の高い商品を当社グループの保有する会員に向けて提供を行ってまいります。さらなる発展のためには、商品調達力の向上と、顧客への訴求力を高め販売を強化することが重要な課題と認識しております。今後の対策といたしましては、「デジタルコンテンツ」を含めた、当社グループ会員への集客を効率的に行うとともに、顧客のニーズに合致したサービス・商品の提供を充実し、集客・顧客の継続・商品調達力によって利益の最大化を重要課題として継続的に強化していく方針であります。

##### ③ その他の事業における課題

当社グループでは、「Y! Suica」をはじめとした企業向けシステムの受託開発の他、広告配信事業を展開しております。今後につきましては、メディアの開発を進めるとともに、新たな事業提携モデルの開拓と収益化及び当社グループが保有する会員に向けた新規サービスの開発に努めてまいります。

(5) 主要な事業内容 (平成21年4月30日現在)

当社グループは、当社及び当社の連結子会社1社で構成されており、デジタルコンテンツ事業、コマース関連事業、その他の事業を展開しております。

事業内容	主要内容
デジタルコンテンツ事業	携帯電話やインターネット回線等を介した、モバイルコンテンツ及びWEBコンテンツ等の提供
コマース関連事業	携帯電話等のインターネット回線の活用又は店舗等での商品や携帯電話等の販売
その他の事業	上記に該当しない事業活動から生じたもので、システムの受託開発等の他、ASP事業及びライセンスの販売並びにモバイルユーザー向けの広告配信事業

(6) 主要な拠点等 (平成21年4月30日現在)

当社	本社：東京都渋谷区
株式会社ジープラス	本社：東京都渋谷区 営業店舗：大阪府1店、福岡県2店

(7) 使用人の状況 (平成21年4月30日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業部門	使用人数	前連結会計年度末比増減
デジタルコンテンツ事業	95 (25) 名	22 (△4) 名増
コマース関連事業	40 (1) 名	5 (△1) 名増
その他の事業	6 (1) 名	0 (1) 名増
全社(共通)	30 (2) 名	5 (1) 名増
合計	171 (29) 名	32 (△3) 名増

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、アルバイト等の臨時従業員数は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 使用人数が前連結会計年度末と比べて32名増加しておりますが、主に業容拡大による増加であります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
149 (29) 名	33 (△3) 名増	29.2歳	1.9年

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、アルバイト等の臨時従業員数は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 使用人数が前事業年度末と比べて33名増加しておりますが、主に業容拡大による増加であります。

(8) 主要な借入先の状況 (平成21年4月30日現在)

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況（平成21年4月30日現在）

① 発行可能株式総数 190,000株

② 発行済株式の総数 132,760株

(注)ストックオプションの権利行使により、発行済株式の総数は1,740株増加しております。

③ 株主数 5,805名

④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
川 嶋 真 理	25,520株	19.22%
三 木 谷 浩 史	13,930	10.49
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 ( 信 託 口 )	10,821	8.15
日本トラスティ・サービス信託銀行株 式 会 社 ( 信 託 口 )	8,001	6.03
ドイチェバンクスイスアーゲー	7,274	5.48
佐 藤 和 利	4,020	3.03
日本トラスティ・サービス信託銀行株 式 会 社 ( 信 託 口 4 G )	2,642	1.99
トランス・コスモス株式会社	2,600	1.96
杉 山 全 功	1,860	1.40
資産管理サービス信託銀行株式会社 ( 証 券 投 資 信 託 口 )	1,674	1.26

### (2) 新株予約権等の状況

① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成21年4月30日現在）

平成16年9月30日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数  
6個（新株予約権1個につき10株）
- ・新株予約権の目的である株式の数  
60株

- ・新株予約権の払込金額  
1個当たり 200,000円
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
1個当たり 200,000円（1株当たり 20,000円）
- ・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
資本金 100,000円 資本準備金 100,000円
- ・新株予約権を行使することができる期間  
平成16年7月1日から平成26年5月31日まで
- ・新株予約権の行使の条件
  - 1) 新株予約権の行使にあたっては下記の条件に従うものとする。
    - a. 新株予約権は全部又は一部を行使することができるものとする。ただし、1個の新株予約権をさらに分割して行使することはできないものとする。
    - b. 当社普通株式に係る株式が店頭売買有価証券として日本証券業協会に登録され、又はいずれかの証券取引所に上場されていることを要するものとする。
  - 2) 新株予約権の行使期間終了時まで、下記の事由が生じた場合は、直ちに新株予約権を喪失するものとする。
    - a. 対象者が新株予約権の行使期間到来前に死亡した場合
    - b. 対象者が破産宣告を受けた場合
  - 3) このほかの条件等については、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるものとする。
- ・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	6個	60株	1名
社外取締役	—	—	—
監査役	—	—	—

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。

### (3) 会社役員の状態

#### ① 取締役及び監査役の状態（平成21年4月30日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状態
代表取締役会長兼社長	杉山全功	
専務取締役	山崎浩史	管理本部担当及び マーケティング事業担当 株式会社ジープラス 取締役 株式会社アレス・アンド・マーキュ リー 取締役
取締役	森春幸	コンテンツ事業担当及び コマース事業担当兼事業部長
取締役	松本浩介	ソリューション事業担当兼事業部長 株式会社アレス・アンド・マーキュ リー 取締役
取締役	田中奉文	株式会社TASC 代表取締役 株式会社サザビーリーグ 社外監査役 株式会社ジー・モード 社外監査役
監査役（常勤）	山口豊義	
監査役	井上昌治	松嶋総合法律事務所 株式会社ロングリーチグループ 社外取締役 株式会社シンクー 社外監査役 K l a b株式会社 社外監査役
監査役	濱村則久	濱村則久公認会計士事務所 所長 株式会社マッドハウス 社外監査役 株式会社フリーハンド 代表取締役

- (注) 1. 取締役田中奉文氏は、社外取締役であります。  
2. 監査役山口豊義氏、井上昌治氏及び濱村則久氏は、社外監査役であります。  
3. 監査役濱村則久氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当の知見を有しております。

- ② 事業年度中に退任した取締役及び監査役  
該当事項はありません。

③ 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額
取 (う ち 社 外 取 締 役 役)	5名 (1)	150,368千円 (6,600)
監 (う ち 社 外 監 査 役 役)	3 (3)	15,600千円 (15,600)
合 (う ち 社 外 役 員)	8 (4)	165,968千円 (22,200)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成16年7月30日開催の第5回定時株主総会において年額200,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成16年7月30日開催の第5回定時株主総会において年額50,000千円以内と決議いただいております。
4. 支給額には、当事業年度に係る取締役賞与が含まれております。

④ 社外役員に関する事項

- イ. 他の法人等の重要な兼職状況（他の法人等の業務執行者である場合）及び当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役田中奉文氏は、株式会社TASCの代表取締役を兼任しております。なお、当社と株式会社TASCとの間に特別の関係はありません。
  - ・監査役濱村則久氏は、濱村則久公認会計士事務所の所長及び株式会社フリーハンドの代表取締役を兼任しております。なお、当社と濱村則久公認会計士事務所及び株式会社フリーハンドとの間に特別の関係はありません。
- ロ. 他の会社の社外役員の重要な兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役田中奉文氏は、株式会社サザビーリーグの社外監査役、株式会社ジー・モードの社外監査役であります。なお、当社と株式会社サザビーリーグ及び株式会社ジー・モードとの間に特別の関係はありません。
  - ・監査役井上昌治氏は、株式会社ロングリーチグループの社外取締役、株式会社シンクラーの社外監査役及びK1a株式会社の社外監査役であります。なお、当社と株式会社ロングリーチグループ、株式会社シンクラー及びK1a株式会社との間に特別の関係はありません。

- ・監査役濱村則久氏は、株式会社マッドハウスの社外監査役であります。  
なお、当社と株式会社マッドハウスとの間に特別の関係はありません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

- ・取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会 (30回開催)		監査役会 (14回開催)	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 田中奉文	29回	96.7%	—	—
監査役 山口豊義	30	100.0	14回	100.0%
監査役 井上昌治	30	100.0	14	100.0
監査役 濱村則久	30	100.0	14	100.0

- ・取締役会及び監査役会における発言状況

取締役田中奉文氏は、主に会社経営の実務経験者としての見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

監査役山口豊義氏は、主にコンプライアンスに関するコンサルティング業務の実務経験者としての見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において、常勤監査役として当社の社業全般について適宜、必要な発言を行っております。

監査役井上昌治氏は、主に弁護士としての法務実務経験に基づき意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンスならびに内部統制について適宜、必要な発言を行っております。

監査役濱村則久氏は、主に公認会計士としての会計知識及び実務経験から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において、主に会計・税務の見地から適宜、必要な発言を行っております。

ニ. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外役員とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

#### (4) 会計監査人の状況

① 名称 あずさ監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	30,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	31,500

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 非監査業務の内容

当社は、あずさ監査法人に対して、東京証券取引所市場第一部上場に当たっての株式売出に関するコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、又は、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は  
以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保する  
ための体制

- イ. 当社は、取締役及び使用人が、法令、定款及び社会倫理規範に適合す  
ることを確保するため、コンプライアンス管理体制を整備し、コンプ  
ライアンス教育・研修等を実施して周知徹底を図ります。また、その  
実践のため企業理念、企業行動憲章及び諸規程・マニュアルを制定し、  
横断的な統括としてコンプライアンス管理責任者を任命し、コンプラ  
イアンス・プログラムを運用することとし、その維持・強化を行います。
- ロ. 当社グループの違反行為を直接通報できる倫理ヘルプラインを設置・  
運営します。
- ハ. 代表取締役直轄の内部監査室を設置し内部統制の監査を行います。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書保存管理規程その他関連規程に従い、取締役の職務執行に係る情  
報を文書又は電磁記録的な媒体に記録し、保存します。取締役及び監査  
役は、常時、これらの文書を閲覧できるものとします。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. 当社の業務執行に係るリスクに関して、各関係部門においてそれぞれ  
予見されるリスクの分析と識別を行い、コンプライアンス管理責任者  
がリスク管理責任者として、グループ全体のリスクを網羅的・総括的  
に管理します。
- ロ. 当社の経営に重大な影響を与えるような経営危機が発生した場合は、  
代表取締役社長を本部長とした対策本部を設置し、当社の損失を最小  
限に抑えるとともに早期の原状回復に努めます。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ. 取締役会において、経営資源の配分を決定し、年度予算等により具体的な経営目標を定め、その経営目標の達成状況につき定期的に検証することにより、業務の効率化を図ります。
  - ロ. 定例の取締役会を原則として月1回開催し、経営の基本方針及び重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督等を行います。
  - ハ. 業務執行に当たっては、職務分掌規程及び職務権限規程において各人の責任と権限を定めます。
- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ. 当社及びグループ各社における内部統制の構築を目指し、関連会社管理規程を定め、当社及びグループ各社間での内部統制に関する協議、情報の共用化、指示・要請の伝達等が効率的に行われる体制を構築します。
  - ロ. 当社取締役及びグループ各社の社長は、各部門の業務執行の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限と責任を有します。
  - ハ. 当社の内部監査室は、当社及びグループ各社の内部監査を実施し、その結果をロ.の責任者に報告するとともに、必要に応じて、内部統制の改善策の指導、実施の支援・助言を行います。
- ⑥ 財務報告に係る内部統制に関する体制
- イ. 当社は、信頼性のある財務報告を作成することが極めて重要であることを認識し、財務報告の信頼性及び実効性を確保するためあらゆる機会を捉えて周知・徹底を図ります。
  - ロ. 財務報告の作成過程においては虚偽記載及び誤謬等が生じないようにIT統制を含め実効性のある統制環境体制を構築し、運用します。
- ⑦ 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- イ. 監査役の職務を補助する組織を内部監査室とします。
  - ロ. 監査役より監査業務に必要な命令を受けた職員は、その命令に関して、取締役、管理本部長等の指揮命令を受けません。

- ⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
- イ. 監査役と協議の上、取締役は次に定める事項を報告することとします。
- ・ 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
  - ・ 毎月の経営状況として重要な事項
  - ・ 内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項
  - ・ 重大な法令・定款違反
  - ・ その他コンプライアンス上重要な事項
- ロ. 使用人は前項に関する重大な事実を発見した場合は、監査役に直接報告することができるものとします。
- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 監査役は、いつでも必要に応じて取締役及び使用人に対する個別のヒアリング等を実施することができるとともに、代表取締役社長、監査法人それぞれとの間で定期的に意見交換会を開催します。

#### (6) 会社の支配に関する基本方針

当社の取締役会は、当社株式の大量取得を目的とする買付けや買収提案が行われる場合において、その受入れの当否は最終的には株主の皆様のご判断に委ねるべきものと認識しております。また、経営支配権の異動を通じた企業活動の活性化の意義や効果についても、何らこれを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量取得や買収提案の中には、その目的等からみて対象企業の企業価値や株主共同の利益を損なうおそれのあるものも見受けられ、そのような株式の大量取得を目的とする買付けや買収提案は不適切であると当社は考えます。

現在のところ、当社株式の大量取得を目的とする買付けや買収提案に係る具体的な脅威が生じているわけではなく、また当社としても買収防衛策等の具体的な取組みをあらかじめ定めるものではありません。

ただし、株主から負託を受けた経営者の責務として、当社株式の取引や株主の異動状況を常に注視するとともに、株式の大量取得を目的とする買付けや買収提案に際しては、直ちに当社として最も適切と考えられる措置を講じてまいります。

具体的には、株式大量取得者との交渉や社外の専門家を交えての当該買収提案の評価を行い、当該買付行為（又は買収提案）が当社の企業価値及び株主共同の利益に資さない場合には、当社は具体的な対抗措置の要否及びその内容等を速やかに決定し、対抗措置を実行する体制を整えます。

## 連結貸借対照表

(平成21年4月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	6,720,527	<b>流動負債</b>	1,869,650
現金及び預金	2,938,704	買掛金	539,952
売掛金	2,261,876	未払金	391,329
有価証券	1,405,343	未払法人税等	774,979
商品及び製品	12,240	未払役員賞与	35,768
繰延税金資産	98,481	その他の流動負債	127,620
その他の流動資産	36,846	<b>固定負債</b>	2,417
貸倒引当金	△32,966	その他の固定負債	2,417
<b>固定資産</b>	1,427,756	<b>負債合計</b>	1,872,068
<b>有形固定資産</b>	86,089	<b>(純資産の部)</b>	
建物及び構築物	57,148	<b>株主資本</b>	6,238,007
工具器具備品	28,941	資本金	1,438,843
<b>無形固定資産</b>	448,605	資本剰余金	1,364,218
ソフトウェア	211,835	利益剰余金	3,434,945
のれん	227,135	評価・換算差額等	1,076
その他の無形固定資産	9,633	その他有価証券評価差額金	1,076
<b>投資その他の資産</b>	893,061	<b>少数株主持分</b>	37,131
投資有価証券	604,909	<b>純資産合計</b>	6,276,215
繰延税金資産	143,386		
その他の投資	144,765		
<b>資産合計</b>	8,148,283	<b>負債純資産合計</b>	8,148,283

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(平成20年5月1日から  
平成21年4月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		10,308,364
売上原価		3,637,830
売上総利益		6,670,533
販売費及び一般管理費		3,961,381
営業利益		2,709,152
営業外収益		
受取利息	16,663	
その他	3,096	19,759
営業外費用		
株式交付費	444	
投資事業組合損失	3,935	
持分法による投資損失	27,601	
その他	1,083	33,065
経常利益		2,695,847
特別利益		
貸倒引当金戻入額	10,000	10,000
特別損失		
固定資産除売却損	6,193	
投資有価証券評価損	179	6,372
税金等調整前当期純利益		2,699,475
法人税、住民税及び事業税	1,173,444	
法人税等調整額	△62,172	1,111,272
少数株主利益		7,339
当期純利益		1,580,863

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

（平成20年5月1日から  
平成21年4月30日まで）

（単位：千円）

	株 主 資 本				評価・換算差額等		少数株主 持分	純資産 合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本 合計	その 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 差 換 算 等 合 計		
平成20年4月30日 残高	1,421,443	1,346,818	2,181,632	4,949,894	—	—	29,791	4,979,686
連結会計年度中の変動額								
新株の発行	17,400	17,400		34,800				34,800
剰余金の配当			△327,550	△327,550				△327,550
当期純利益			1,580,863	1,580,863				1,580,863
株主資本以外の 項目の連結会計 年度中の変動額 (純額)					1,076	1,076	7,339	8,416
連結会計年度 中の変動額合 計	17,400	17,400	1,253,313	1,288,113	1,076	1,076	7,339	1,296,529
平成21年4月30日 残高	1,438,843	1,364,218	3,434,945	6,238,007	1,076	1,076	37,131	6,276,215

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

#### (1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 1社
- ・連結子会社の名称 株式会社ジープラス

#### (2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社の状況

- ・持分法適用の関連会社の数 1社
- ・関連会社の名称 株式会社アレス・アンド・マーキュリー

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は連結決算日と一致しております。

#### (4) 会計処理基準に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）

ロ. その他有価証券

- ・時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの 移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

ハ. たな卸資産の評価基準及び評価方法

- ・商品 移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法

なお、耐用年数については、コンピュータ及びその周辺機器以外については法人税法に規定する方法と同一の基準により、コンピュータ及びその周辺機器については、経済的機能的な実情を勘案した耐用年数（2年）によっております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	3年～22年
工具器具備品	2年～20年

ロ. 無形固定資産

- ・自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（2年）に基づく定額法によっております。

ハ. 長期前払費用

均等償却によって処理しております。

なお、償却期間につきましては法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ニ. リース資産

- ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

- ③ 重要な引当金の計上基準  
 貸倒引当金 売上債権等の貸倒れによる損失に備えるために、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ④ のれん及び負ののれんの償却に関する事項  
 のれんの償却については、その効果の発現する期間にわたって均等に償却することとしております。
- ⑤ その他連結計算書類作成のための重要な事項  
 消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。
- (5) 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項  
 連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。
- (6) 会計方針の変更  
 (棚卸資産の評価に関する会計基準)  
 当連結会計年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号平成18年7月5日公表分)を適用しております。なお、この変更に伴う当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。
- (リース取引に関する会計基準)  
 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当連結会計年度より「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。これによる損益に与える影響はありません。
- (7) 連結貸借対照表の表示方法の変更  
 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令(平成20年8月7日 内閣府令第50号)が適用となることに伴い、前連結会計年度において、「たな卸資産」として掲記されていたものは、当連結会計年度より「商品及び製品」については区分掲記し、「貯蔵品」(当連結会計年度1,649千円)については金額的な重要性が低下したため、流動資産の「その他の流動資産」に含めて表示しております。なお、前連結会計年度の「たな卸資産」に含まれる「商品及び製品」、「仕掛品」及び「原材料及び貯蔵品」は、それぞれ18,103千円、740千円、3,005千円であります。

## 2. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

228,036千円

## 3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	131,020株	1,740株	一株	132,760株

(注) 普通株式の発行済株式数の増加1,740株は、新株予約権の権利行使に伴う新株の発行による増加であります。

### (2) 剰余金の配当に関する事項

#### ① 配当金支払額等

平成20年7月30日開催の第9回定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 327,550千円
- ・1株当たり配当額 2,500円
- ・基準日 平成20年4月30日
- ・効力発生日 平成20年7月31日

#### ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌期になるもの 平成21年7月30日開催の第10回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

- ・配当金の総額 531,040千円
- ・1株当たり配当額 4,000円（記念配当500円を含む）
- ・基準日 平成21年4月30日
- ・効力発生日 平成21年7月31日

### (3) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

## 4. 1株当たり情報に関する注記

### (1) 1株当たり純資産額

46,995円21銭

### (2) 1株当たり当期純利益

11,966円45銭

## 5. 重要な後発事象に関する注記

### 日活株式会社株式の取得

当社は、動画コンテンツサービスの共同展開及びキャラクターを活用したモバイルコンテンツの共同開発・サービス提供を目的として、日活株式会社の子会社を取得しました。

株式取得の内容は以下のとおりであります。

#### ① 株式取得の相手会社の名称

日活株式会社

#### ② 日活株式会社の概要

商号 日活株式会社

代表者 佐藤 直樹

所在地 東京都文京区本郷三丁目28番12号

設立年月 大正元年9月

資本金 35億3,475万円

事業の内容 映画の企画、製作及び配給

ビデオ・ソフトの企画、製作、販売及び賃貸

映像作品のテレビ放送権等の利用許諾

キャラクター商品等の版權利用商品の企画、製作及び販売

劇場の経営

通信衛星を利用する委託放送事業

映像作品の製作請負、スタジオ・スタジオ撮影用機材の賃貸

芸能タレント及び映像技術者の養成機関の経営

③ 株式取得の時期 平成21年5月29日

④ 取得株式数 424,100株

⑤ 取得価額 421,979千円

⑥ 取得後の持分比率 5.99%

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成21年6月11日

株式会社ザッパラス  
取締役会 御中

#### あずさ監査法人

指 定 社 員 公認会計士 井 上 東 ㊟  
業務執行社員  
指 定 社 員 公認会計士 北 川 健 二 ㊟  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ザッパラスの平成20年5月1日から平成21年4月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ザッパラス及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 貸借対照表

(平成21年4月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>6,535,231</b>	<b>流動負債</b>	<b>1,791,180</b>
現金及び預金	2,836,974	買掛金	489,614
売掛金	2,198,420	リース債務	2,417
有価証券	1,405,343	未払金	389,228
商品及び製品	994	未払費用	13,207
前払費用	23,538	未払法人税等	773,039
繰延税金資産	93,007	未払消費税等	70,832
その他の流動資産	9,918	預り金	17,072
貸倒引当金	△32,966	未払役員賞与	35,768
<b>固定資産</b>	<b>1,649,327</b>	<b>固定負債</b>	<b>2,417</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>58,151</b>	リース債務	2,417
建物附属設備	34,251	<b>負債合計</b>	<b>1,793,598</b>
工具器具備品	23,900	<b>(純資産の部)</b>	
<b>無形固定資産</b>	<b>221,402</b>	<b>株主資本</b>	<b>6,389,883</b>
ソフトウェア	211,791	資本金	1,438,843
その他の無形固定資産	9,610	資本剰余金	1,364,218
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,369,773</b>	資本準備金	1,364,218
投資有価証券	332,133	利益剰余金	3,586,821
関係会社株式	771,330	その他利益剰余金	3,586,821
繰延税金資産	143,386	繰越利益剰余金	3,586,821
差入保証金	121,924	評価・換算差額等	1,076
その他の投資	1,000	その他有価証券評価差額金	1,076
<b>資産合計</b>	<b>8,184,558</b>	<b>純資産合計</b>	<b>6,390,959</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>8,184,558</b>

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 損 益 計 算 書

(平成20年5月1日から  
平成21年4月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		9,612,719
売 上 原 価		3,111,378
売 上 総 利 益		6,501,340
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,805,048
営 業 利 益		2,696,291
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	5,476	
有 価 証 券 利 息	11,059	
そ の 他	2,521	19,056
営 業 外 費 用		
株 式 交 付 費	444	
投 資 事 業 組 合 損 失	3,935	
そ の 他	747	5,127
経 常 利 益		2,710,221
特 別 利 益		
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	10,000	10,000
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 売 却 損	6,092	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	179	6,271
税 引 前 当 期 純 利 益		2,713,949
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,172,181	
法 人 税 等 調 整 額	△56,698	1,115,483
当 期 純 利 益		1,598,465

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

（平成20年5月1日から  
平成21年4月30日まで）

（単位：千円）

	株 主 資 本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本 合計
		資本準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	
平成20年4月30日 残高	1,421,443	1,346,818	2,315,905	5,084,167
事業年度中の変動額				
新株の発行	17,400	17,400		34,800
剰余金の配当			△327,550	△327,550
当期純利益			1,598,465	1,598,465
株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額 （純額）				
事業年度中の変動額合計	17,400	17,400	1,270,915	1,305,715
平成21年4月30日 残高	1,438,843	1,364,218	3,586,821	6,389,883

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	評価・換算差 額等合計	
平成20年4月30日 残高	-	-	5,084,167
事業年度中の変動額			
新株の発行			34,800
剰余金の配当			△327,550
当期純利益			1,598,465
株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額 （純額）	1,076	1,076	1,076
事業年度中の変動額合計	1,076	1,076	1,306,792
平成21年4月30日 残高	1,076	1,076	6,390,959

（注） 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① 満期保有目的の債券
- ② 関係会社株式
- ③ その他有価証券
  - ・時価のあるもの

償却原価法（定額法）  
移動平均法による原価法

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

- ・時価のないもの

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

- ④ たな卸資産の評価基準及び評価方法
  - ・商品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産
  - （リース資産を除く）

定率法

なお、耐用年数については、コンピュータ及びその周辺機器以外については法人税法に規定する方法と同一の基準により、コンピュータ及びその周辺機器については、経済的機能的な実情を勘案した耐用年数（2年）によっております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備	3年～18年
工具器具備品	2年～20年

- ② 無形固定資産
- ・ 自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（2年）に基づく定額法によっております。
- ③ 長期前払費用 均等償却によって処理しております。  
 なお、償却期間につきましては法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
- ④ リース資産
- ・ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- (3) 引当金の計上基準
- 貸倒引当金 売上債権等の貸倒れによる損失に備えるために、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (4) その他計算書類作成のための基本となる事項
- 消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しております。
- (5) 会計方針の変更
- (棚卸資産の評価に関する会計基準)  
 当事業年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号平成18年7月5日公表分）を適用しております。なお、この変更に伴う当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。
- (リース取引に関する会計基準)  
 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成5年6月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年3月30日改正））及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成6年1月18日（日本公認会計士協会 会計制度委員会）、平成19年3月30日改正））を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。これによる損益に与える影響はありません。
- (6) 貸借対照表の表示方法の変更
- 前事業年度まで区分掲記しておりました「貯蔵品」（当事業年度1,649千円）については、金額的な重要性が低下したため、流動資産の「その他の流動資産」に含めて表示しております。また、前事業年度まで区分掲記しておりました「ソフトウェア仮勘定」（当事業年度9,594千円）及び「電話加入権」（当事業年度16千円）については、金額的な重要性が低下したため、無形固定資産の「その他の無形固定資産」に含めて表示しております。

## 2. 貸借対照表に関する注記

- |                                 |           |
|---------------------------------|-----------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額              | 196,452千円 |
| (2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。 |           |
| ① 短期金銭債権                        | 6,931千円   |
| ② 短期金銭債務                        | 5,036千円   |

## 3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

- |                |          |
|----------------|----------|
| (1) 売上高        | 69,496千円 |
| (2) 仕入高        | 261千円    |
| (3) 販売費及び一般管理費 | 36,900千円 |
| (4) 営業取引以外の取引高 | 865千円    |

## 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

## 5. 税効果会計に関する注記

### (1) 繰延税金資産の発生 の主な原因別の内訳

(千円)

繰延税金資産	
未払金否認額	32,044
未払事業税否認額	59,120
投資有価証券評価損	18,299
減価償却超過額	122,996
その他	4,671
繰延税金資産合計	237,132
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△738
繰延税金負債合計	△738
繰延税金資産の純額	236,394

### (2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異が、法定実効税率の100分の5以下であるため、当該差異の原因となった主な項目別の内訳の注記を省略しております。

## 6. 関連当事者との取引に関する注記

### 役員及び個人主要株主等

種類	氏名	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員	杉山全功	直接 1.4	当社代表取締役会長兼社長	新株予約権の行使	12,000	-	-
役員	松本浩介	直接 0.2	当社取締役	新株予約権の行使	12,000	-	-

(注) 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

## 7. 1株当たり情報に関する注記

- |                |            |
|----------------|------------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 48,139円20銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 12,099円69銭 |

## 8. 重要な後発事象に関する注記

### 日活株式会社株式の取得

当社は、動画コンテンツサービスの共同展開及びキャラクターを活用したモバイルコンテンツの共同開発・サービス提供を目的として、日活株式会社の株式を取得しました。

株式取得の内容は以下のとおりであります。

#### ① 株式取得の相手会社の名称

日活株式会社

#### ② 日活株式会社の概要

商号 日活株式会社

代表者 佐藤 直樹

所在地 東京都文京区本郷三丁目28番12号

設立年月 大正元年9月

資本金 35億3,475万円

事業の内容 映画の企画、製作及び配給

ビデオ・ソフトの企画、製作、販売及び賃貸

映像作品のテレビ放送権等の利用許諾

キャラクター商品等の版權利用商品の企画、製作及び販売

劇場の経営

通信衛星を利用する委託放送事業

映像作品の製作請負、スタジオ・スタジオ撮影用機材の賃貸

芸能タレント及び映像技術者の養成機関の経営

③ 株式取得の時期 平成21年5月29日

④ 取得株式数 424,100株

⑤ 取得価額 421,979千円

⑥ 取得後の持分比率 5.99%

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成21年6月11日

株式会社ザッパラス  
取締役会 御中

#### あずさ監査法人

指 定 社 員 公認会計士 井 上 東 ㊟  
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 北 川 健 二 ㊟  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ザッパラスの平成20年5月1日から平成21年4月30日までの第10期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成20年5月1日から平成21年4月30日までの第10期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びあずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成21年6月16日

株式会社ザッパラス 監査役会  
社外監査役 山口 豊義 ㊟  
(常勤)  
社外監査役 井上 昌治 ㊟  
社外監査役 濱村 則久 ㊟

以上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

第10期の期末配当につきましては、当期の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### ① 配当財産の種類

金銭といたします。

#### ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金3,500円に東京証券取引所市場第一部上場記念配当金500円を加え、合計金4,000円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、531,040,000円となります。

#### ③ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成21年7月31日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 定款一部変更の件

当社定款を次のとおり変更いたしたいと存じます。

### 1. 提案の理由

- (1) 将来における事業規模の拡大等に備え、機動的かつ柔軟な資本政策の実行を可能にするため、現行定款第6条（発行可能株式総数）に定める当社の発行可能株式総数を190,000株から500,000株に増加させるものであります。
- (2) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」といいます。）が平成21年1月5日に施行され、上場会社の株式は株式振替制度に一斉移行（いわゆる株券の電子化）されました。  
これに伴い、当社の定款上不要となりました株券、実質株主及び実質株主名簿に関する規定の削除等の所要の変更を行うものであり、また、株券喪失登録簿については、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日までの間これを作成して備置かなければならないことから、附則に所要の規定を設けるものであります。  
なお、現行定款第8条（株券の発行）につきましては、決済合理化法附則第6条第1項に基づき、平成21年1月5日の同法施行日を効力発生日として定款の定めを廃止する定款変更の決議をしたものとみなされております。

2. 変更の内容

変更の内容は下記のとおりであります。

(下線は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>190,000株</u>とする。</p> <p>(株券の発行) 第8条 当社は、株式に係る株券を発行 する。</p> <p>(株主名簿管理人) 第9条 (省略) 2. (省略) 3. 当社の株主名簿、<u>実質株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、実質株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿</u>に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>(株式取扱規程) 第10条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>第11条～第46条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>500,000株</u>とする。</p> <p>(削 除)</p> <p>(株主名簿管理人) 第8条 (変更なし) 2. (変更なし) 3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>(株式取扱規程) 第9条 当社の<u>株主権行使</u>その他株式に関する取扱いは、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>第10条～第45条 (変更なし)</p> <p>附則 第1条 当社の<u>株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p> <p>第2条 前条及び本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条及び本条を削るものとする。</p>

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役井上昌治及び濱村則久の両氏は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	井上 昌治 (昭和36年7月29日生)	昭和59年4月 株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行）入行 平成12年4月 田中綜合法律事務所入所 平成12年10月 松嶋綜合法律事務所入所（現任） 平成16年6月 株式会社ロングリーチグループ社外取締役（現任） 平成17年6月 株式会社シンクー社外監査役（現任） 平成17年7月 当社社外監査役（現任） 平成20年4月 K l a b株式会社社外監査役（現任）	一株
2	濱村 則久 (昭和30年2月25日生)	昭和58年10月 等松青木監査法人（現監査法人トーマツ）入所 平成11年9月 濱村則久公認会計士事務所開設 所長（現任） 平成16年11月 株式会社マッドハウス社外監査役（現任） 平成18年6月 株式会社フリーハンド設立 代表取締役（現任） 平成18年7月 当社社外監査役（現任）	一株

(注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 井上昌治氏及び濱村則久氏は、社外監査役候補者であります。

3. 社外監査役候補者に関する特記事項は下記のとおりです。

(1) 社外監査役とした理由について

①井上昌治氏につきましては、弁護士として培われた法律知識を当社の監査体制に生かしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。

- ②濱村則久氏につきましては、公認会計士として培われた会計知識を当社の監査体制に生かしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。
- (2) 社外監査役候補者が社外監査役に就任してからの年数について
- ①井上昌治氏は、現在、当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
- ②濱村則久氏は、現在、当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。
- (3) 社外監査役との責任限定契約について
- 当社は、社外監査役が期待される役割を充分発揮できるよう、現行定款第40条において、社外監査役との間で任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めており、社外監査役井上昌治氏及び濱村則久氏との間で責任限定契約を締結しております。本議案が原案どおり承認された場合には、社外監査役両名との当該責任限定契約を継続する予定であります。
- その契約内容の概要は下記のとおりであります。
- ①社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度としてその責任を負う。
- ②上記の責任限度が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
菅野 次男 (昭和29年1月7日生)	昭和51年4月 株式会社ナカヨ通信機入社 平成10年4月 フォワードシステムズ株式会社代表取締役 平成15年4月 朝日エムケーシー株式会社代表取締役 平成16年12月 トランス・コスモス株式会社 執行役員品質管理部長 平成17年4月 同社 執行役員人事本部長 平成17年11月 有限会社プライムセル 代表取締役(現任)	一株

- (注) 1. 補欠監査役候補者菅野次男氏は、有限会社プライムセルの代表取締役であり、当社は同社との間に、事業リスクマネジメントに関するコンサルティングの取引関係があります。
2. 菅野次男氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 補欠の社外監査役候補者とする理由、社外監査役との責任限定契約について
- (1) 補欠の社外監査役候補者とする理由について  
企業経営で培われた経験を当社の監査体制に活かしていただくため、補欠の社外監査役候補者として選任をお願いするものであります。
- (2) 補欠の社外監査役との責任限定契約について  
当社は、社外監査役が期待される役割を充分発揮できるよう、現行定款第40条において社外監査役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより、菅野次男氏が監査役に就任された場合には、社外監査役として当社との間で責任限定契約を締結する予定であります。  
その契約内容の概要は、次のとおりであります。
- ①社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度としてその責任を負う。
- ②上記の責任限度が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

以上

